

# 沼田市議会ガイドブック



## ようこそ沼田市議会へ

議会はなにをするところ？



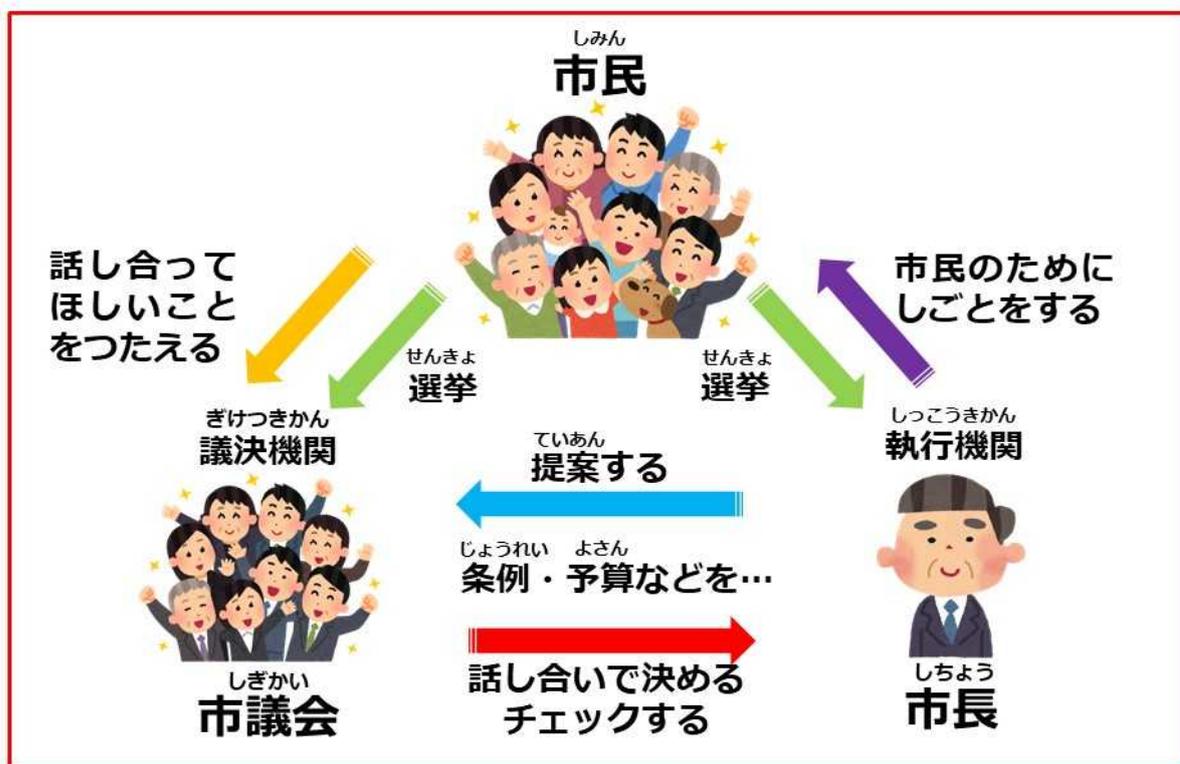
沼田市議会事務局



# 沼田市議会ガイドブック 目次

1	議会は何をするところ？ .....	- 1 -
2	議会のしくみ .....	- 2 -
	○議員 .....	- 2 -
	○議長・副議長 .....	- 2 -
	○定例会と臨時会 .....	- 2 -
	○本会議 .....	- 3 -
	○一般質問 .....	- 3 -
	○委員会 .....	- 3 -
3	議会の仕事 .....	- 4 -
	○議決 .....	- 4 -
	○選挙 .....	- 5 -
	○同意 .....	- 5 -
	○調査・検査 .....	- 5 -
	○意見書の提出 .....	- 5 -
	○請願・陳情の受理 .....	- 5 -
4	会議のルール .....	- 6 -
	○会議の公開 .....	- 6 -
	○定足数 .....	- 6 -
	○過半数議決 .....	- 6 -
	○一事不再議 .....	- 6 -
	○会期不継続 .....	- 7 -
	○その他 .....	- 7 -
5	議会の傍聴 .....	- 7 -
6	会議の進め方 .....	- 8 -

# 1 議会は何をすることで？



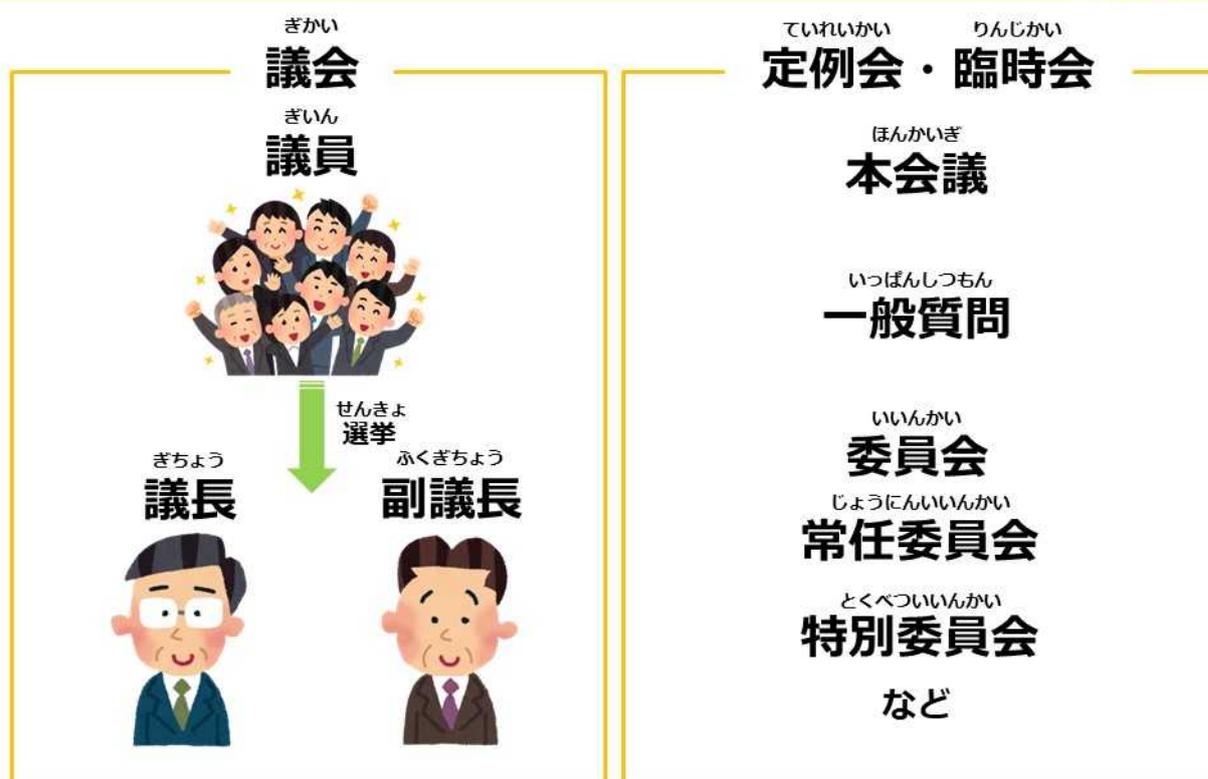
沼田市を明るく住みよいまちにしていくためには、市民の考えが市の行政（市が行う仕事）に反映されるようにすることが必要です。

しかし、市民全員が集まって話し合いをすることはできません。そこで、市民の選挙によって選ばれた代表（議会：市議会議員）が条例（市のルール）を制定したり、市長が提出した予算（市が計画した仕事につかう予定のお金）を審議して決めたりします。市長は、議会の決めたことにしたがって計画を執行（実行）します。そのことから、議会は『議決機関』と呼ばれ、市長は『執行機関』と呼ばれています。

また、議会は、市長などが行う仕事を調査したり、検査したりするほか、多くの権限を持って活動しています。

議会は、市民が議員を通して市の行政（仕事）に参加するために、大切なところです。

## 2 議会のしくみ



### ○議員

議員は、満18歳以上の市民の選挙で選ばれますが、議員になる市民は25歳以上でなければなりません。議員の任期（議員の仕事をする期間）は4年です。沼田市議会議員の定数は、『沼田市議会議員定数条例』で18人と決められています。

### ○議長・副議長

議長と副議長は、議員の中から選ばれます。議長は、議会を代表し、会議の秩序や議事（審議して決めるまでのすべての流れ）の整理などの権限が与えられています。副議長は、議長を助け、議長が不在のときなどに議長の仕事を代わって行います。

### ○定例会と臨時会

議会は、年に4回開かれる定例会（3月・6月・9月・12月）と、急いで決めなければならない問題が起きたときに開かれる臨時会があります。通常は市長が招集して開かれます。会期（議会が開かれる期間）や会議の進め方などは議会で決めます。

## ○本会議

定例会や臨時会で、議員が議事堂ぎじどうに集まって開く会議を本会議ほんかいぎとといいます。

本会議は、議員が条例を制定したり、議案ぎあん（市長が計画した仕事）を審議したりして、議会の意思（考え）を決めるためのものです。

## ○一般質問

議員が市の予算や仕事について、市長に対して質問をしたり、意見を言ったりするものです。

一般質問は、定例会で行われます。

## ○委員会

市の仕事は広い分野にわたり、いろいろな制度でなりたっています。

委員会は、議案などをいくつかの部門に分けて専門的に審査しんさするために議会の中におかれた機関（組織）です。委員会には、いつでも設置されている『常任委員会じょうにん』と、必要なときに設置することのできる『特別委員会』があります。

『常任委員会』には、市の仕事を3つに分けて担当する3種類の委員会〔総務文 教 常任委員会・民生福祉常任委員会・経済建設常任委員会〕があります。

『特別委員会』には、市の予算を審査するための『予算審査特別委員会』（3月定例会）と、市の決算けっさん（市の計画した仕事につかったお金）を審査するための『決算審査特別委員会』（9月定例会）があります。

また、議会の進め方がスムーズに行われるように、会議に関するルールなどを協議（相談）するための『議会運営委員会ぎかいうんえい』があります。

### 3 議会の仕事



ぎかい けんげん ほうりつ けんり  
議会にはいろいろな権限（法律で決められた権利）があります。

#### ぎけつ ◎ 議決



ていあん さんせい はんたい  
… 市長などからの提案に賛成か反対かを決めます

#### ちようさ けんさ ◎ 調査・検査

… 市の仕事がただしく行われているかをプリントを見てチェックしたり、見に行ったりします

#### せいがん ちんじよう ◎ 請願・陳情 じゅり の受理



… 市民の願いを聞いて、市の仕事を新しくつুক্তたり、変えたりできないかを話し合います

どうい せんきよ いけんしょ ていしゆつ  
このほかにも、同意、選挙、意見書の提出などの権限があります。

ちほうじちほう  
議会には、地方自治法という法律でいろいろな権限が与えられていて、次のような仕事をしています。

#### ○ 議決

ぎじよう  
議場で各議員が賛成・反対の考えを表すことによって得られる議会の意思を議決といい、可決・否決で表されます。次のようなときに議決が必要です。

- せいてい かいせい はいし  
条例を制定、改正、廃止するとき
- よさん さだ  
予算を定めるとき
- けっさん みと  
決算を認めるとき
- たいせつ けいやく  
特に大切な工事の契約を結ぶとき
- ざいさん しゅとく しょぶん  
市の財産の取得や処分
- がっぺい  
市町村の合併
- たいせつ  
法律や条例で決められている大切なこと

○選挙

議長・副議長などの選挙をします。

○同意

市長が、副市長、教育長、監査委員<sup>かんさ</sup>などを任命<sup>にんめい</sup>するときに同意  
を与えます。

○調査・検査

市の仕事が正しく行われているかどうかの調査・検査をします。

○意見書の提出

市民のくらしがよくなるように、国などに意見書を提出します。

○請願・陳情の受理

市民の意見や考えを市の行政に反映させるため、『請願<sup>せいがん</sup>や陳情<sup>ちんじょう</sup>』  
(市民などから寄せられる要望)を受け付けて審査します。



## 4 議会のルール



ぎかい  
議会にはいろいろなルールがあります。

かいぎ こうかい  
◎ 会議の公開



... ぎかい 議会の話し合いは、ふつう誰でも見ることが出来ます。

かはんすうぎけつ  
◎ 過半数議決

... ぎかい 議会が市長などからのていあん提案に賛成するときは、ふつうかはんすう過半数の議員が賛成することが必要です。

ていそくすう  
◎ 定足数



... ぎかい 議会の話し合いは、ふつう議員の半数以上が出席することが必要です。

いちじふさいぎ かいぎふけいそく はつげん じゆう とうろん  
このほかにも、一時不再議、会期不継続、発言の自由、討論の自由などのルールがあります。

### ○ 会議の公開

市議会の会議は、原則として公開して行います。

### ○ 定足数

議員の定数（18人）の半数以上の出席がないと会議は開けません。

### ○ 過半数議決

議決するときは、ふつう出席議員のかはんすう過半数以上の賛成が必要です。賛成と反対の数が同じ場合は議長が決めることとなります。

### ○ 一事不再議

一度決定されたことについて、同じ会期中に同じような議案は審議できません。

議会には、会議を<sup>みんしゆてき</sup>民主的にスムーズに行うためのルールがあります。主なものを紹介します。

<sup>かいきふけいぞく</sup>  
○会期不継続

会期中に議決にならなかった議案は、次の会期に持ちこしません。ただし、引き続き審議することを決定すれば次の定例会まで持ちこすことができます。

○その他

発言の自由、<sup>とうろん</sup>討論（賛成か反対の意見をいうこと）の自由などがあります。

## 5 議会の傍聴



議会の定例会や臨時会などの話し合いは議場で行われます。議場は、テラス沼田5階にあります。

◎<sup>ぼうちよう</sup>傍聴…議場で行われる会議の話し合いを市民が見たり、聞いたりするための<sup>ぼうちようせき</sup>傍聴席があります。傍聴はしずかにしていればだれでもできます。



## 6 議会の進め方

